進路ジャーナル

青森県立森田養護学校
進路指導部　No.１２
発行日　R６．３．７

御卒業　おめでとうございます

卒業生ならびに保護者の皆様、御卒業、おめでとうございます。 それぞれの新たな門出を祝い、児童生徒の皆さんのこれからのさらなる成長と活躍を楽しみにしております。目の前には新たな生活が待っています。これから多くの楽しみや不安もあると思います。楽しいことは精一杯全力で楽しみ、つらいことからは逃げず一つひとつ乗り越え成長していってほしいと思います。これからも家族や周りの人たちへの感謝の気持ちを忘れず、仲間を大切にして、できることを増やしていってください。それぞれの進路に進んでも、森田養護学校は、皆さんのことを応援しています。

高等部3年生　卒業後の進路先

進路先	サービス	人数
オリンパスサポートメイト株式会社	一般就労	１名
株式会社　太陽ファーム	就労継続支援Ａ型	１名
社会福祉法人　和晃会　ふ～どスタジオハ晃園	就労継続支援Ａ型	１名
社会福祉法人　あーるど　はたらびーた	就労継続支援Ｂ型	２名
有限会社　修清　夢の森ラッキー	就労継続支援B型	１名
特定非営利活動法人　MUGEN　就労継続支援B型事業所「夢現」	就労継続支援B型	１名
有限会社　大裕　チョコエルム	就労継続支援B型	１名
有限会社　大裕　チョコドーナツ五所川原	就労継続支援B型	１名
合同会社　Wake　就労継続支援Ｂ型事業所 Wake　Arena	就労継続支援B型	１名
有限会社　心友　就労継続支援B型事業所みなくる	就労継続支援B型	１名
特定非営利活動法人　あいうえおの会　就労継続支援センターひまわりの家	就労継続支援B型	２名
社会福祉法人　あーるど　これるおん	生活介護	１名
社旗福祉法人　和晃会　サポートセンターステラ	生活介護	１名
社会福祉法人　拓心会　五所川原リハビリ倶楽部	生活介護	１名
社会福祉法人　健誠会　東京都委託施設つがるの里	入所・生活介護	１名
株式会社タグボート　グループホームすまいるホーム町居	グループホーム	１名
社会福祉法人　あーるど　グループホーム稲実	グループホーム	１名
社会福祉法人　あーるど　グループホームえん	グループホーム	１名

卒業後に関わるワード

アフターケア

卒業後、5年間は、アフターケアを行います。進路先への定着を図ることが目的です。卒業生の様子を確認し、問題があれば必要に応じて対応します。何かありましたら、ご家庭からも学校へご連絡下さい。

相談支援事業所

障害者やその家族が、さまざまな福祉サービスを利用しながら、地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、「望んでいることは何か」「何を支援すればよいか」「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政等とネットワークを構築しながら行う支援です。

本人の様子を確認するために、数ヶ月ごとにモニタリングを行い、6 か月に一度サービスの内容を見直し、新たなサービス等利用計画を作成します。

卒業後、本人または家族に大きな変化などがあり、サービスの利用内容について相談したい場合は、相談支援事業所へお問い合わせください。

障害者就業・生活支援センター（なかぽつ）

障害者の職業生活の自立を目的として、雇用や保険、福祉、教育などの地域のさまざまな関係機関と連携して、障害者の住む地域で就業面と生活面の両方における一体的な支援を行う機関です。

就労面での支援は、主に「働くこと」に関する相談支援と、障害者それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理について事業主にアドバイスするなどです。

生活面での支援は、障害のある人が仕事をしながら安心して生活を送れるように、規則正しい生活を身に付けたり、毎日働ける体力を付けるなど、日常生活の自己管理や健康維持に関するアドバイスを行い、時には、主治医も含めて、働くことについての相談も受けています。

障害年金

知ってる？障害年金のこと

障害年金とは、病気やケガなどで働けなくなったり、日常生活に支障がある場合にもらうことができる年金です。障害の状態であると認定されると、年金が受け取れ、場合によっては働きながらもらうこともできます。

しかし、障害年金をもらうには、条件がいくつかあり、申請に必要な書類も多く手続きが複雑です。実際に障害年金をもらう（２０歳以上）時には、市町村役場や年金事務所等に相談し、手続きを進めることになります。

①障害年金とは

日本の公的年金のひとつで、公的年金制度に加入している方の全員が対象です。

（日本に住む２０歳以上６０歳未満の人は、公的年金制度に必ず加入することになります）

公的年金には、「老齢年金」「遺族年金」「**障害年金**」があり、さらに、障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があります。

本校卒業生の多くは、「障害基礎年金」を受給しています。

障害基礎年金は１級と２級があり、年金の額は定額です。

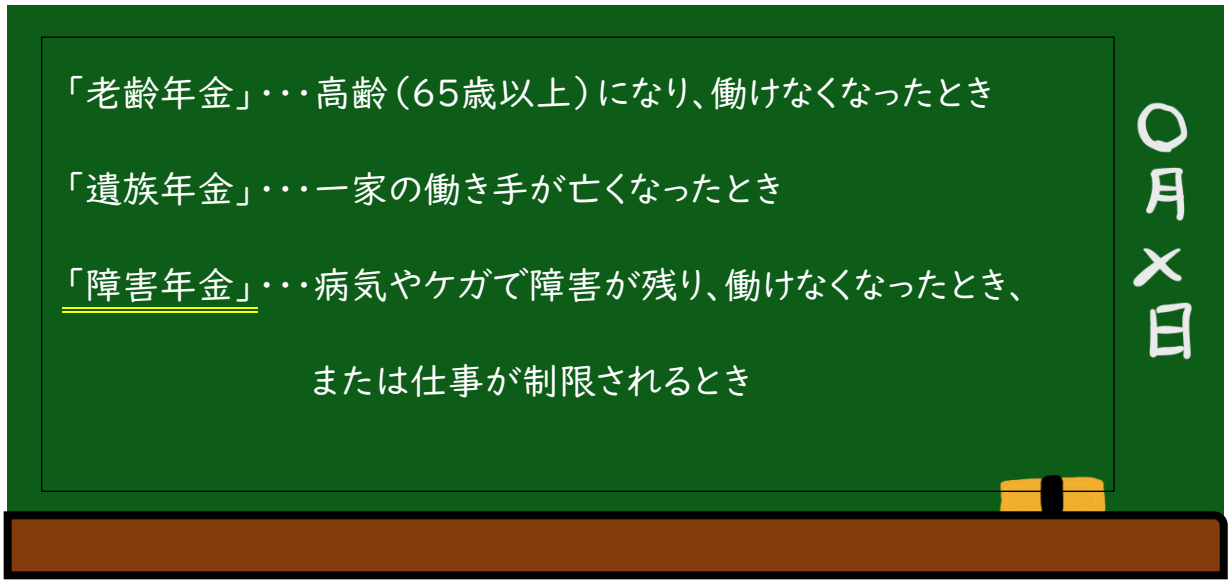

年金というと老後の生活のために受け取るものだと思いがちですが、実は3つの目的（老齢、遺族、障害）のために公的年金制度に加入しています。

障害年金は２０歳になってから請求することができ、その障害の程度が障害年金で定められている基準に該当する期間はずっと受給することができます。原則としては、６５歳の誕生日の前日まで請求する必要があります。

②障害年金を受給するための３つの要件

障害年金を受給するためには、３つの要件を満たす必要があります。

1. 初診日に国民年金か厚生年金の被保険者であること（例外あり）　【加入要件】
2. 保険料納付要件は、初診日の前日時点でみること　【保険料納付要件】
3. 障害年金がもらえる障害の程度かどうかは、基準で定められている【障害程度要件】

【加入要件】

原則として、障害の原因となった病気やケガの初診日が、年金制度の被保険者期間であることが必要です。ただし、２０歳前に初診日がある場合は（厚生年金の被保険者でないとき）は、被保険者でなくても例外として要件を満たします。

「初診日」とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師等の診療を受けた日です。診断を受けた病院を初めて受診した日ではありませんので、注意が必要です。

【保険料納付要件】

年金保険料を一定期間納付していることが必要です。保険料の納付要件は、初診日の前日においてどの程度納付できているかで判断します。

納付要件についても、２０歳前に初診日がある場合は、納付要件を満たしたことになります。

【障害程度要件】

障害認定日（初診日から１年６か月を経過した日）において、障害年金の基準に定める程度の障害の状態にあることが条件となります。障害年金の基準とは、「国民年金・厚生年金保険　障害認定基準」のことで、障害の部位や病気ごとに、障害等級の１～３級及び障害手当金に該当する具体的な程度が書かれており、この基準をもとに判断します。おおまかに、１級と２級は日常生活の支障や制限、３級は労働の支障や制限をもとに区分されています。

障害年金の等級と、現在持っている愛護手帳や精神障害者保険福祉手帳等との等級には関連がありません。申請書類の中に、状態を記入し、判断することになります。

③障害年金で受給できる金額

障害年金で受給できる年金額は、障害基礎年金か障害厚生年金かによって異なり、また等級によっても変わります。障害基礎年金は定額で、１級は 993,750 円（令和５年度　82,812 円／月）２級は 795,000 円（令和５年度　66,250 円／月）、です。

④手続きの仕方

市役所の国民年金課（部署名は、地域によって違います）、もしくは年金事務所の窓口へ行くと、必要書類をもらうことができます。また、分からない点についても説明してくれます。

申請の際に必要なもの

診断書（精神障害者用）　病歴・就労状況等申立書　愛護手帳、身体障害者手帳、本人確認出来るもの（マイナンバーカード）、本人名義の預金通帳、基礎年金番号の通知書

※請求書類の書き方動画「日本年金機構　障害基礎年金を請求するとき」

https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/20180305.html

上記の診断書（精神障害用）は、医師が記載します。病歴・就労状況等申立書は、保護者が記載します。記載内容が大きく違うことがないように、“盛りすぎず”に書くことが大切です。

医師は、診断書（精神障害用）に記入する際に、カルテを見返して記入することになります。このカルテにはこれまでの通院で、保護者の方から聞いた症状等も記録することになります。そのため、診断書の項目に沿った資料（メモ）を作って、医師に渡すと、多忙な医師も、スムーズに記入できるようです（決して、メモの通りに診断書に書いてもらうのではありません。あくまでも、医師が診断書を書く際の参考に知るためのメモです）。ただし、診断書と病歴・就労状況等申立書には、本人の現在の姿を記載することになります。どの項目においても、できることばかりを書くのではなく、できないことは、「できない」と正直に書きましょう。（できるのに、嘘を書くのはいけませんよ）

今回、最後のページに診断書と病歴・就労状況等申立書を添付していますので、どんな項目なのか確認して、今から必要な情報を記録しておくと、申請の時に役に立ちます（診断書と病歴・就労状況等申立書は日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます）。

診断書（精神の障害用）
https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140421-23.files/04-1.pdf
病歴・就労状況等申立書
https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/20140516.files/01.pdf

記載事項は、それほど多くはないのですが、文章で記載する部分があり、「なんて書いたらいいか分からない！」「大変だ！」という方も多いようです。生まれた時の状況、医師に何と言われたか、入退院の記録や、これまでどんな病気をしたのか、疲れやすい、長時間立っていることが不得意、体幹のバランスが悪い、など、誰よりも子どもと長い時間をともに過ごし、知っているのは、保護者の皆様なので、早い段階からの準備をオススメします。